

計量法（平成四年法律第五十一号）第十六条第一項第二号口の指定をしたので、同法第百五十九条第一項第二号の規定に基づき公示する。
令和二年十二月二十五日
経済産業大臣 梶山 弘志

計量法第十六条第一項第二号口の指定をした届出製造事業者

指定番号	指定年月日	事業の区分の略称	届出製造事業者の名称	指定する工場又は事業場の名称及び所在地
三六一一〇二	令和二年 十二月二十五日	最大需要電力計等	東光東芝メーター システムズ株式会社	東光東芝メーターシステムズ株式会社 本社 埼玉県蓮田市大字黒浜三四八四番地一